

半田市特別支援児保育所等入所審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市に在住し、心身の発達に特別な支援が必要と思われる乳幼児の保育所及び保育所型認定こども園（以下「保育所等」という。）への入所に関する審査を行うため、半田市特別支援児保育所等入所審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保育所等への入所その他保育に関する審査
- (2) 保育についての指導に関すること。
- (3) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、半田市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）が次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 知多福祉相談センター職員
- (3) 子ども未来部子育て相談課職員
- (4) 子ども未来部幼児保育課職員
- (5) その他所長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、所長の要請により、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の2分の1以上で決し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども未来部幼児保育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。